

寡婦・ひとり親控除に係る大切なお知らせ

扶養親族等申告書の提出について

寡婦(寡夫)の控除の要件等が変更されました

○令和2年度税制改正により寡婦(寡夫)控除が見直され、控除を受けられる方の用件が変更になります。

- ①本人所得が500万円を超える場合はいずれの控除も対象外です。
- ②住民票の続柄欄に「夫(見届)」「妻(見届)」、またはこれらと同様の記載があるなど事実婚の常態にある場合は、控除対象外となります。
- ③離婚された方で、子も扶養親族もいない方は控除対象外です。
- ④子がいる方は婚姻歴がなくても控除の対象になります。

【○寡婦控除・ひとり親控除の適用条件について】

| 本人所得 | 性別 | 事由 | 状態 | 改正後 | | 改正前 | |
|---------|----|---------------|------------|--------|------|-------|------|
| | | | | 控除の種類 | 控除額 | 控除の種類 | 控除額 |
| 500万円以下 | 女性 | 死別 行方不明 | 生計を一にする子あり | ひとり親控除 | 36万円 | 特別寡婦 | 36万円 |
| | | | 子なし・扶養親族あり | 寡婦控除 | 27万円 | 寡婦控除 | 27万円 |
| | | | 子なし・扶養親族なし | 寡婦控除 | 27万円 | 寡婦控除 | 27万円 |
| | | 離婚 | 生計を一にする子あり | ひとり親控除 | 36万円 | 特別寡婦 | 36万円 |
| | | | 子なし・扶養親族あり | 寡婦控除 | 27万円 | 寡婦控除 | 27万円 |
| | | | 子なし・扶養親族なし | 対象外 | — | 対象外 | — |
| | 未婚 | 生計を一にする子あり | ひとり親控除 | 36万円 | 対象外 | — | |
| | 男性 | 死別・離婚 行方不明 | 生計を一にする子あり | ひとり親控除 | 36万円 | 寡夫控除 | 27万円 |
| | | | 子なし・扶養親族あり | 対象外 | — | 対象外 | — |
| | | | 子なし・扶養親族なし | 対象外 | — | 対象外 | — |
| 未婚 | | 生計を一にする子あり | ひとり親控除 | 36万円 | 対象外 | — | |

※「子」とは他の人の控除対象配偶者(同一生計配偶者)または扶養親族になっておらず、所得の見積額が48万円以下の子のことを言います。



【お問合せ先】

市議会議員共済会 年金関係書類受付係

0570-071-075

午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く。)